

外交確立
經濟

(八) 団結權、罷業權、団体契約權の確立。
(九) 耕作權の確立。
(十) 最低賃金法の制定。
(二) 少年及婦人の夜間労働、坑内労働及危険作業の禁止。
(三) 八時間労働制の確立。
(三) 工場法、鉱業法、海員法等の改正。

社會

(四) 女子の公法上及私法上に於ける差別の撤廃。
(五) 女子人身売買の禁止。
(六) 女子教育及職業に關する一切の制限の撤廃。
(七) 失業疾病養老、災害保障の制定。
(八) 冤罪並に不當拘束に對する國家の賠償。
(九) 義務教育及職業教育期間に於ける一切の費用の國庫支辨。
(十) 居住權の確立。

規約
第一章 名称

第一條 本党は労働農民党と稱し本部を東京に置く。
第二條 本党は党の綱領宣言及び決議を貫徹するを以て目的とする。

第三條 本党は党の綱領規約を遵守する個人を以て構成す。

第三章 構成

第四章 機関

第一節 党大會

第四條 党大會は党の最高決議機関として大會代議員中央執行委員及本部役員を以て構成す。

第五條 党大會は毎年一回中央執行委員会之を召集し議長及副議長は大會に於て選挙す。但し中央執行委員会は党員三分の一以上の要求ありたる時又は中央執行委員三分の二以上必要ありと認めたるときは臨時大會を召集するを得。

第六條 党大會の代議員は地方支部聯合會より選出するものと其の選出比率は別表の定むる所とする。

第七條 党大會は代議員三分の一以上出席するト非ざれば議決することを得ず。

第八條 党大會の議事は出席代議員の過半数を以て決す。可否同数なるト